

## 令和4年度第9回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和5年(2023年)3月16日(木) 13:30～16:30

2 場 所 長野県佐久合同庁舎5階 共済ホール

3 内 容

○ 議事

(1) (仮称)八ヶ岳 CC 太陽光発電所建設事業に係る判定について

(2) 松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書について

(3) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(正))

大 窪 久美子

北 原 曜

陸 齊

佐々木 邦 博

鈴木 啓 助 (委員長)

高 木 直 樹

宮 原 裕 一

森 川 多津子

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

井田 秀行、小澤 秀明、江田 慧子、富樫 均、中村 雅彦、野見山 哲生

6 その他

大窪委員、陸委員、佐々木委員、高木委員、森川委員はウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局  
伊東  
(県環境政策課)

ただいまから、令和4年度第9回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の委員会開催にあたりまして、あらかじめお願い申し上げます。

現時点で傍聴者・報道の方はおりませんが、お見えになった際には、審議に支障が生じないよう事務局の指示に従っていただくようお願いしてまいります。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告致します。井田委員、小澤委員、江田委員、富樫委員、中村委員、野見山委員からは、都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

ウェブ会議システムを利用して御参加されているのは、大窪委員、陸委員、佐々木委員、高木委員、森川委員の5名で、事前に通信状態をチェックし、審議に支障ない旨を確認しております。

以上、条例第37条第2項に規定する委員の過半数に出席いただいておりますので、委員会が成立していることをご報告申し上げます。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

また、御発言いただく時以外は音声をミュートにさせていただくようお願い致します。音声聞き取り難いなど、審議に支障がございましたら、その旨、御発言いただくか事務局までチャットでお伝えください。よろしいでしょうか。

それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、鈴木委員長、議事の進行をお願いします

鈴木委員長

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様様の御協力をお願いいたします。

はじめに、本日の会議予定及び資料について、事務局から説明をお願いします

事務局  
中島  
(県環境政策課)

それでは、事務局から本日の会議の予定及びお手元の資料につきまして簡単に説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

まず会議の予定ですが、次第に記載のとおり議事1としまして、「(仮称)ハヶ岳CC(カントリークラブ)太陽光発電所建設事業に係る判定について」、議事2としまして、「松塩地区広域施設組合新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書について」の審議をお願いいたします。このうち審議2につきましては、できましたら本日中午に技術委員会意見の取りまとめもお願いしたいと存じます。

議事1につきましては、まず事務局から条例上の位置づけ、判定の流れ等について説明した後、事業の概要について事業者から説明いただき、御審議いただきます。

議事2につきましては、前回までの審議内容について改めて確認いただいた上で技術委員会意見の取りまとめについて事務局案の説明を行い、さらに審議を進めていただきたいと存じます。本日の審議事項は以上の2項目です。適宜休憩を挟みながらおむね16時30分をめぐりに終了いただきたいと存じます。

続いて会議資料ですが、次第に記載のとおり、まず議事1の関係としましては、資料1、こちらが事業の概要をまとめたものになりまして、本日はこの資料を中心に事業者から説明がなされる予定です。資料2は対象事業実施区域及びその周辺の状況を確認いただくための現況写真、資料3は事業実施区域が水道水源保全地区内に位置していることから、同地区への影響についてまとめた資料で、補足資料として資料3-1、資料3-2を配付してございます。資料4につきましては、3月3日付で事業者から提出がありました第2種事業概要等届出書の添付資料、その他参考資料を御用意しております。

議事2関係の資料につきましては、こちらの議事の最初に説明させていただきます

す。

オンライン参加の皆様は、以前送付した電子データをそれぞれ適宜御参照いただければと存じます。

最後に、本日の議事の審議方法ですが、検討内容が希少野生動植物の個別生息・生育場所やそれらが類推できる情報を明示して審議をする場合には、審議を非公開として御検討いただく必要がございます。非公開情報を示して議論する必要がある場合にはそれぞれ議事の最後にまとめて審議いただくように運営をお願いしたいと思います。非公開審議の必要性は委員及び委員長の判断により御指示いただくようお願いいたします。非公開情報の審議の際には傍聴の方、報道の方はまだお見えになっておりませんが、おりましたら御退室いただくように求めてまいります。

事務局からの説明は以上です。

鈴木委員長

どうもありがとうございます。

それでは早速ですが議事1、「(仮称)ハヶ岳CC(カントリークラブ)太陽光発電所建設事業に係る判定」について審議したいと思います。

まず最初に事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

それでは、第2種事業に係る判定ということで、参考資料を御覧ください。事業者による事業内容の説明に先立ちまして、そもそも第2種事業とは何か、それから第2種事業の判定とはどのように行うのかについて簡単に御説明いたします。

本県の環境影響評価条例では、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を第1種事業として定めておりまして、こちらは環境影響評価手続、アセス手続を必ず行う事業です。今回の第2種事業というのは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を知事が行う事業でして、そのおそれがある場合のみ環境影響評価手続、具体的には方法書以降の手続を行う事業です。端的に申しますと、第1種事業はアセスが必須な事業、第2種事業はアセスを行うかどうか判定をして、判定の結果によってはアセスを行う事業ということです。第1種事業と第2種事業の要件は、いずれも施行規則で定められておりまして、参考資料の一番上の右側に吹き出しがございますが、太陽光発電所の場合ですと、敷地面積50ha未満であって、かつその下に括弧つきで森林の区域等というのがあるのですが、こちらの合計面積が20ha以上であれば第2種事業になります。敷地面積が50ha以上の場合は第1種事業、すなわちアセス手続を必ず行う事業ということで、それ以下のものであって、森林の区域等の合計面積が20ha以上の事業が第2種事業ということです。

ここに括弧で括りました森林の区域等とはいったい何かと申しますと、めくっていただいて2ページ目の別添1のとおり規則で定めがございまして、御覧の1番の森林法云々から12番の都市計画法云々までに掲げた区域に該当する面積が合計で20ha以上あれば第2種事業ということになります。つまり判定が必要となります。本日御意見を頂戴したいと考えております「ハヶ岳カントリークラブ太陽光発電所建設事業」は届出書の添付資料にも記載がございますが、このうちの6番の水環境保全条例、これに基づく水道水源保全地区が20ha以上事業実施区域に含まれているということから第2種事業に該当するということが確認されております。

続いて1ページに戻っていただいて、ではその判定をどのように行うかということですが、大きな枠の中に記載のとおり第2種事業については届出から60日以内に環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうか、これを知事が判断することになります。条例ではこの判定に当たって、技術委員会の意見を聞くことができるとされておりまして、これから事業者にも事業内容を説明いただいた後に技術委員会の皆様から御意見を頂戴したいと存じます。判定の基準についてですけれども、破線の中に記載のように、こちらは施行規則で限定されておりまして、記載の①から⑤のいずれかに該当する場合については、環境影響の程度が著しいものになるおそれがあると

認めると規定されてございます。なおこの規則の5条につきましては、参考資料の3ページ以降に別添2として抜粋をつけてございますので、そちらを適宜御参考いただければと思います。この①から⑤の具体的な内容については、事業者の説明の後に補足させていただきます。

以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。皆さんよろしいでしょうか。何か御質問はございますか。それでは、事業者からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事業者  
遊佐  
(ノザワワールド)

それでは、八ヶ岳太陽光発電所建設事業の概要について御説明をさせていただきたいと思います。まずこの太陽光発電所は開発済みの既存のゴルフ場を使用するという事業で、太陽光発電所に用途を変更するという事業でございます。このゴルフ場は昭和38年8月に開所しておりまして、約60年という歴史を持ったゴルフ場でございます。私どもは平成28年からこのゴルフ場の運営に携わってまいりました。そういう中でゴルフ場運営の厳しさの中から別途事業をとるという地元の強い要請に基づいて今回の計画をしたものでございます。そういう中で、今般、第2種事業に該当する云々ということについて詳細の調査をいたしまして、様々な事業の内容を検討してまいりました。まず、我々がこのゴルフ場として賃貸借を受けた面積は全体で72haでございます。そのうち太陽光発電所事業として使うのは48haという面積に限定をいたしました。その理由の一部としてゴルフ場用地の位置する場所に埋蔵文化財の包蔵地があったというようなことなどもございまして、そういうところを除外して今回の計画地を設定したという経緯がございます。本日4名の委員の方々には現地を御視察いただきましたが、御視察いただいたとおり、現地の状況は人工の構造物、クラブハウスその他と芝地、あとは残置の周辺部分でございます。森林法上の森林及びその他の森林併せてゴルフ場区域72haの中には、大体18haの森林があるものと図上で計測をしております。そのうち私どもが今般の太陽光事業で今ある樹木を伐採するのは4,800㎡という対応にしました。その他、地元の皆様方からの要望として、まず太陽光発電所にするにしても造成工事を行わないで今のゴルフ場をそのまま使うということを前提として、転用を承認するという要請がございましたものですから、私どもはそのような要請に従ってこの計画をさせていただきます。造成をしないことによって流域の変更もない、このことは南牧村の美しいまちづくり条例の村内行為の中の承認行為としても容認いただける内容となっていると思っております。私どもから御説明を申し上げる内容というのはおおむねそのような状況でございますが、パネルについては太陽光パネル約75,000枚、600Wのものを75,000枚使用する予定にさせていただいております。

架台については、杭の打ち込み方式をもって設置するというを計画しております。詳細の技術的な細かいところについてはコンサルから御説明させていただきたいと思っております。

概要は以上でございます。

事業者  
桑本  
(環境生物化学  
研究所)

続きまして資料1に基づきまして御説明いたします。資料1の1ページに事業概要を示しております。繰り返しになりますので多少は省きますけれども、パネルの出力は45,000kWで直流、発電設備の出力は29,500kW交流でございます。面積は48.15haで、現況はゴルフ場でございます芝地及び樹林、人工構造物、これはクラブハウス等を含む人工構造物になります。

開いていただきまして2ページに、土地利用及び使用設備の配置計画を示しております。図面がその計画でございます。基本的にはゴルフ場のコースをそのまま利用して切り盛りを行うような造成は一切行わないと、これは地元との約束ということでこのまま実施したいと思っております。また現状の流域とか流向に手を加えず既存の排水路の活用ですとか、現況の地形の利用を図りまして、土地の安定性を変化させな

いということに配慮いたします。また樹木の伐採につきましては、ゴルフ場のコース間にまばらに存在している樹林につきまして必要最低限伐採をさせていただくのですが、伐根は行わないという計画でございます。パネルは先ほど説明がありましたとおり75,000枚でございます。単結晶モジュールを計画してございます。パネルの開発が日進月歩でございまして、高出力のものがこれから出てくればそれを採用することを検討させていただいて、1枚でも少なく配置するという事で環境配慮につなげたいと考えてございます。

続きまして工事の概要でございます。まずは伐採工でございますが、今日現場でも一部見ていただいたとおりのところでございます。伐採面積は4,868㎡、箇所はゴルフコース間の林でございます。ピンクで塗ったところを伐採する計画でございます。伐採理由でございますが、太陽光パネル施設面積の確保と発電阻害となる日陰の除去ということを理由として実施したいと思っております。現況の森林面積が13,695㎡でございますので、伐採はそのうちの36%にございます。6割は木を残すということになるかと思えます。伐採につきまして下段に書いてございますが、多少の樹高を残置させることによって、その木は殺さないといいますが、生かすということ、それから伐根は行わないと、伐根を行うということは土地の形質変更に該当しますので伐根は行いません。また土地の安定性も考慮したことでございます。

続きまして4ページには、太陽光パネルの設置工の方法を示してございます。漫画で示してございますけれども、パネルの位置決めをしまして所定の位置に直径0.2m、深度1.5から2m程度の杭を打ち込んで、架台を組み上げてパネルを設置するという工法になるかと思えます。パネルを伝う雨水による土壌侵食の対策としまして、漫画に示しております雨水受け砕石を設置する計画でございます。すなわちパネルの一番下流のほうに砕石を敷き均しまして幅50cm、高さ25cmで敷設する計画でございます。これはパネル面からの雨水のしたたりに対して分散性、浸透性、雨列化の抑制に効果があるということで採用してございます。

5ページには工事用資材等の運搬について記載してございます。資材等の運搬車両は最大で片道15から20台まで、往復ですからその2倍になりますけど、それを想定してございます。運搬に当たりましては交通安全ルールの徹底や地元車の優先はもとより通勤・通学の時間帯に配慮した運搬計画を策定し、実施したいと考えてございます。また通勤につきましても相乗りの推奨を行いまして、できる限り車両を制限しまして発生台数の低減を図りたいと考えています。使用走行ルートの利用に当たりましては事前に小海町様、南牧村様の道路管理者と協議、調整を図りまして、地元利用車の優先性ですとか安全管理を徹底して行います。

続きまして6ページに、土地の形質変更の判断の表を示してございます。土地の形質変更はその表の下段にございます4,126㎡を考えてございます。まず送電設備を1か所設営しますが、基礎工を行いまして400㎡、またサブ変電所は15か所を考慮しておりまして、合計で240㎡、パネルの支持杭は46,875本を考えてございます。20cmの太さのパイプを打ち込むということを先ほど申し上げましたので、それを計算しますと1,472㎡になります。またパワーコンディショナーを236か所設営いたします。これは1m角で基礎を打ちますので236㎡で、パネルを貼りますところの外周にフェンス、立入防護柵もしくは野生生物が入ってこないようにフェンスをかけます。8kmのフェンスを張りまして、1.8mごとに支柱を設置するという事で、支柱の基礎の石が大体20cm角でございますので、合計しますと1,778㎡になります。これを足し込むと4,126㎡になります。その他に樹木の伐採が4,868㎡でございますけれども、これは除根しませんので、ノーカウントとして考えてございます。またソーラーパネルを接続するケーブルが約5kmございますけれども、これも地上に転がすといいますが、そのまま置く形になりますので地下埋設などは一切しませんので、これもノーカウント、また先ほど説明いたしました雨水受け砕石、600㎡を考慮してございますけれども、これも地上に設営させていただく予定でございますので、掘削など一切行いませんのでこれもノーカウント

ということで県様にも報告してございます。

7ページには防災計画を示しています。建設工事中は繰り返しになりますけれども、切り盛りの造成は一切行われないと、また樹木については伐採はしますけれども伐根はしないということで、土砂流出ですとか濁流の発生は基本的にインパクトはないものと考えてございます。また供用後につきましては、パネルの下については現況のとおり草地の環境が維持できるように維持管理いたします。また大規模防災に備えまして保険に加入しまして、万一の災害発生時に適正に対処するようファイナンスを考えてございます。

続きまして8ページには環境保全のための措置としまして、現状考えております項目を羅列してございます。まず工事中及び稼働後における騒音・振動・粉じん対策でございしますが、使う機械につきましては低騒音型・低振動型・低公害型の工事車両とか機械を使う。また工事車両のアイドリングストップや相乗りは励行します。施設稼働後の設備については、整備・点検を確実にに行いまして機材につきまして維持管理を実施することで大気汚染や騒音・振動の発生抑制に努めるという計画でございします。また騒音としましてはパワーコンディショナーがある程度音源を持ってございますが、影響が極力発しないように低騒音型の設備を採用することを検討してございます。

動植物に対しましては、伐採につきましては必要最小限にとどめるということ、また樹木の維持管理につきましては鹿ですとか猪の害獣が発生しないように定期的な下草刈り対策を行います。

廃棄物でございしますが、発生する廃棄物については極力リサイクルを徹底しまして、リサイクルができない残材については廃棄物処理法や建設リサイクル法を遵守して分別・減溶化を推進しまして適正な処理・処分を行います。

パネルの反射光につきましては、反射防止膜ARコーティングを採用することでパネルそのものの表面反射を抑える計画としてございます。これも他県で実例がございしますので、今回も採用してございます。

交通安全でございしますけれども、工事場所が山間部のエリアで幅員が狭いところを一部通ることがございしますので、地元車の優先ですとか危険防止に徹底的に当たります。また建設機械の運搬や資材の搬入に当たって大型車両が通行する場合は、通勤・通学の時間帯を避けて配慮を行います。

その他というところでございしますが、施工期間中においては現場事務所において緊急時対応責任者を選任しまして、緊急対策に常時備えます。この選任内容ですとか連絡先につきましては、外部の通行者様などが確認・認知できる場所に掲示しまして、緊急事態の認知及び対応の迅速化を図ります。

9ページの最後になりますが、発電設備の維持管理計画でございします。稼働後の施設の維持管理につきましては、電気事業法による保安規定に基づく月次点検と年次点検をベースとして実施いたします。また遠隔監視システムを導入することで、保安管理業務委託先が遠隔でパネルの発電状況だったり破損状況などを24時間モニタリングを行いまして、異常時には自動通報が可能でございしますので、異常の状況によっては電気主任技術者がすぐに現地に駆けつけて修繕とか交換を行って、壊れた状況の時間を極力短くするという体制を取ります。また防犯のために事業区域周辺には関係者以外が立入りができないようにフェンスを設置する計画でございします。

開いていただきまして次は10ページでございしますが、周辺の環境につきまして先ほどお話がありました水道水源保全地区の事項でございします。対象事業実施区域及びその周辺は長野県水環境保全条例に基づき、所沢水道水源保全地区に指定されてございます。周辺の水道水源は計画地より下流約1km離れたところに所沢水源、具体的には奈良井水道水源と呼びますが、それがございします。この水源は海尻地区の簡易水道の水源として利用されてございます。11ページには対象事業実施区域の既存の水路及び流域界と水の流れについて漫画で示させていただきました。基本的に西から東に勾配

が100mほど比高差がございますので、西から東側に流れているのと、多くは南のほうにも流れているというような状況でございます。既存の水路は土側溝ですとかU字溝で設営されてございまして、流れているうちに地面に浸透しているところも雨では見られませんでした。

最後になりますけど送電方法でございます。12ページでございます。計画する発電所からの送電は図にございます海尻地区の柳原地区の中部電力の鉄塔に接続する計画でございまして、ピンクが自営線のルートでございます。基本的には村道ですとか町道沿いに地中埋設するという方式を検討してございますけれども、一部で道路の付近が狭くて工事で地域の方々に御迷惑をかける懸念も考慮しまして、電柱ですとか鉄塔による架空線による送電も検討してございます。なるべく地元の方々に迷惑がかからないような方法を考えております。送電ルートの総延長はここで約5.8kmでございます。

簡単ですけれども、準備しました資料、あらましの説明は終わりたいと思います。

鈴木委員長

さきほど事務局から、事業者の説明後に補足したいと発言がありましたので、続いてお願いできますか。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

資料2、3もよろしいでしょうか。

事業者  
桑本

資料2の方には、現況写真を示してございます。1ページ、2ページに地形図と航空写真で撮影地点を落としておりまして、3ページ以降写真を添付してございます。基本的にゴルフ場でございますので、内側を見ると芝地があって、コースから樹林が存在しております。そこから外側に見ますとシラカバだったりカラマツ等の樹林が密生して存在すると、まあ、下草といいますか、クマザサが繁茂するようところでございます。地点19というのが水路といいますか、クリークを示してございますが、転石、石がありながら土側溝で構成されているという環境でございます。写真の方は以上でございまして、資料3につきましては、水道水源地区への影響につきまして、自主判断した資料の方を示してございます。現況として、降水量であったり、河川の流量、水質等を示しておりまして、水道水源の利用量等分かる限り書かせていただいております。

4ページの方には、水質への影響という側面と地下水の流向及び水位への影響という側面についてまとめさせていただくとともに、ボーリング調査を一部実施しておりますので、そのボーリングデータから具体的には透水係数の話が得られましたので、ここに記載しておりますが、4ページの中ほどですが、表層の黒ボク土と礫混じりの砂質ローム層で測定してございますが、黒ボク土で、 $1.02 \times 10^{-4} \text{cm/sec} \sim 7.87 \times 10^{-4} \text{cm/sec}$ 、礫混じりローム層で $1.06 \times 10^{-3} \text{cm/sec}$ というような状況を得られております。各ボーリング場所で水位等の確認もしているのですけれども、深さ7m程度まで掘っているものもございまして、地下水の方がほとんど確認されていないという状況を御説明させていただきます。

5ページ、6ページには、地質の断面図の方をA-A' 断面、B-B' 断面で整理させていただきました。左から西、西から東に向かつての整理の仕方をしてございます。

7ページにボーリング箇所を標記させていただいて、8ページの方に総括しまして、水道水源への涵養機能への影響、周辺河川、周辺水利用への影響ということを自主判断で示した資料が資料3になります。

資料3-1、2で赤地図で対象実施区域から奈良井水道水源までの離れの状況ですね、これを見る限りには、事業実施区域から下流河川湯川の方に、南側の方へ流下する傾向というのが、地形図から読み取れるのかなと思っております。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

資料3-2には、ボーリングの柱状図を参考としまして提示させてもらいました。追加情報は以上でございます。

それでは、事務局から追加の説明をさせていただきます。参考資料にお戻りください。先ほど説明しました破線の枠内に記載の5つの判断の基準、これにつきまして事前に事務局で整理した内容を説明いたします。

まず①番について、先ほど事業内容について説明もありましたが、太陽光パネルやパワーコンディショナーなど、設置予定の設備につきましては、他の太陽光発電事業でも用いられるものであり、環境への影響が特に大きいと考えられる技術ですとか工法を用いる事業ではないこと、また先ほども説明がありましたが、樹木の伐採面積が林地開発の許可要件未満ということもありまして、一般的な太陽光発電事業に比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いとは言い難いということで、この①については該当しないのではないかと整理してございます。

次に②番です。こちら事業者の説明にございましたが、水道源水の取水地点、奈良井水道水源（所沢水道水源）が約1km離れた地点に存在することから、この水道源水において配慮すべき環境要素に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるのかどうかということが判断の基準になってございますので、この水道源水について配慮すべき環境要素にどのような影響があるのかということについて御意見を頂戴できればと考えております。なお、配慮すべき環境要素につきましては水道源水ということもありまして、水質と水象、さらには関連する項目としまして土壤汚染、地形・地質を事務局では想定しております。

③につきまして、環境保全を目的に指定された地域に、こちら先ほど説明がありました水環境保全条例により指定された水道水源保全地区、所沢水道水源保全地区が存在しますので、こちらこの地区において配慮すべき環境要素に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかポイントになってきますので、そのあたりについて御意見を頂戴できればと存じます。こちらについても配慮すべき環境要素としましては②と同様に水質、水象、土壤汚染、地形・地質ではないかと想定しております。なお、この水道水源保全条例を所管しております県の水大気環境課の担当者に私どもで事前に確認したところ、今回の事業については、土地の形質変更が全体として1ha未満であることから、水環境保全条例上の事前協議については不要な事業であると判断しているということでございました。

続いて④番です。事業実施区域及びその周辺に既に環境が悪化している地域は存在しないと考えております。また、周辺に保全対象となり得る住居等はございませんので、太陽光発電事業の一般的な特性なども考慮しますと、既に環境が悪化しているところにさらなる悪化を招くといった観点から、特に配慮すべき環境要素に相当程度の影響を及ぼすおそれはないだろうということで、④については該当しないのではないかと考えてございます。

最後の⑤番目の基準ですが、こちらについては先ほど事業者からも説明がありましたが、ノザワワールドが借りている土地というのはゴルフ場及びその周辺のみということ、それから南牧村には海尻財産区の事務局がございまして、村にも確認しましたが、現在他社による太陽光発電の計画等は周辺にございませんので、⑤にも該当しないと事務局では整理をしております。

まとめますと事務局としましては、この5つのポイントのうち②と③については規則に定める対象もしくは規則に定める地域というものが現に存在しますので、それぞれについて配慮すべき環境要素に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうか、ここが判断のポイントだと考えてございます。このため先ほど事業者からも少し話がありましたが、鈴木委員長とも相談をしまして、本日の午前中に配慮すべき環境要素として想定している水質、水象、土壤汚染、地形・地質を担当されている委員のうち、鈴木委員長・梅崎委員・北原委員・宮原委員の4名に現地を確認いただいたところで

ございます。そのときの様子も踏まえてこの後想定される影響ですとか、その程度について御意見を頂戴できればと存じます。

最後になります。技術委員会で通常審議されています方法書や準備書の審議ですと、想定される環境要素について幅広く審議いただいた内容を技術委員会意見として最終的に取りまとめたのですけれども、今回の第2種事業の判定については規則で限定列挙された基準のみで判断をするという点が異なっております。

とはいえ技術委員会でこうして審議をしますので、水道水源が判定のポイントではあるのですが、それに直接関係のない環境要素についても事業実施に当たってこの際配慮すべき事項などを御指摘いただければ、事業者の参考にもなるかと存じますので、ポイントの部分とそれ以外の部分ということになりますけれども、併せて御意見を頂戴できればと思います。事業者の皆さんもそれでよろしいですかね。

事業者  
遊佐  
(ノザワワールド)

今御説明がありました所沢水道水源の地域に指定しておられることが判定の1つの大きなポイントであるということについて、私たちも重要なことだと思っております。よって我々事業者としてこの制定経緯、なぜゴルフ場という既存の開発をされた部分、それから肥料・農薬を使う部分、そういう部分が水道水源保全地区に指定されたのかということに疑問を持ちました。そういう中でこのところというのは非常に大きな要素だと思いますので、我々が伝聞系ではございますが調査した内容について、御報告をさせていただいてよろしいでしょうか。

鈴木委員長

今説明されなかったのでしたっけ。資料2か3ですよ。

事業者  
遊佐  
(ノザワワールド)

水道水源にどうしてこの地域が指定されたのか、水環境保全条例という長野県の条例は平成4年に制定されています。我々の地区は平成6年にこの指定がなされています。では我々ゴルフ場で使う農薬の量であるとか、肥料の量であるとかが何らかの規制を受けたかと、それからクラブハウスの使用状況であるとか、そういうことを色々過去にいた職員の意見であるとかデータを見て確認をさせていただいたのですが、何もないよと、制定されてから我々がゴルフ場として使用、収益するについて何らかの規制・制限がありましたかということを確認しましたが何もないということでした。なぜここがそういうふうになったのかということについて非常に私も疑問を持ちましたので、今回の資料をまとめる経過の中でいろいろと調査をさせていただきました。あくまでも関係先の聞き取りという中で出てきた話ということで、文書その他で確認したわけではございませんが、伝聞系の話だということをお前提として御報告をさせていただきます。

平成4年から6年の水道水源保全地区が制定される時期にかけて、ゴルフ場経営の中でゴルフ場から排出される下水、その他の処理状況が思わしくなかったと、いわゆる浄化槽処理であるとかそういう適切性を欠いたのではないかとということで、地域の方々の間で問題になったということです。地域の方々は当然地元行政に御相談を申し上げて、地元行政は県、その他にいろいろと御相談を申し上げて指定に至ったのではないだろうかとございまして。なぜゴルフ場地域がこういうふう指定されたのかについて大きな疑問を持ったものですから、そのことについて調べた結果出てきた話というのは、そこまでの話でございました。ただ今日に至るまで本地域が水環境保全条例に基づく水道水源保全地域であるからといって、特別な配慮等々の御指導を受けたことはございません。

以上、私から私も今回このことで調べたことについて御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

事務局  
中島

その関係で、実は午前中の現地確認の際にもそういった質問が委員の方からも事務局にございました。水道水源保全地区の中にゴルフ場がすっぽり入っているというよ

(県環境政策課)	<p>うな例はなかなかないということで、事務局でも県の水大気環境課を通じて南牧村に確認をさせていただきました。今事業者からお話があったようなことはこちらでも確認をしております。少し補足をさせていただくと、地元の方というのは海尻財産区で、いわゆるゴルフ場周辺、冒頭に話があったノザワールドが土地を借りている財産区になります。その財産区からノザワールドが受け継ぐ前にゴルフ場を運営されていた運営会社でコース内の小屋の雑排水ですとかトイレのし尿が垂れ流しであったというようなことが発覚して問題になったということが、ちょうど平成6年の水道水源保全地区の指定の前ぐらいにあったと、そもそも条例がその頃にできたのですけれど、そのようなこともあって今後しっかりと排水管理をしてくれというような観点から、おそらく村が県に申請をして、それを受けて水道水源保全地区にしたと、どうもそういう経過なのではないかということは南牧村の産業建設からも事務局でお聞きしておりますので、補足しておきます。</p>
<p>事業者 遊佐 (ノザワールド)</p>	<p>雑排水の処理が不適切であったということについて、現状においては適切に処理されている状況であるということ、浄化槽法、その他法令に基づいた処理をさせていただいて適正な検査も受けているということをお知らせさせていただきます。</p>
鈴木委員長	<p>浄化槽は定期的に点検しなければいけないことになっていきますので、当然の対応だと思います。</p> <p>ということで事務局も含めていろいろと説明いただきました。最初にお話がありましたように長野県では、第2種事業の判定というのは初めてのケースということでございます。他都県の委員として経験された方もいらっしゃるかもしれませんが、この委員会では第2種事業の判定は初めてのケースとなりますが、判定の流れ等についてはよろしいでしょうか。</p>
梅崎委員	<p>さきほど事務局から本委員会でお話があったので、大体理解できました。それに加えて配慮すべきことにおいても意見をくださいということで、具体的な意見でよろしいですか。分かりました。</p> <p>まず第2種判定を今日やるということですね。</p>
鈴木委員長	<p>判定はここではやらないです。判定は知事がなさるので、それに対する意見を述べるということです。</p> <p>ウェブで参加の皆様、何か流れについて御質問はございますか。よろしいですか。先ほども申していますが、この場で判定を行うということではなくて、知事が判定しますので、その際に必要なことで我々の知見等々でこういうところが大事なのではないかというような意見をどんどん言っていただきたいということです。よろしくお願いたします。</p> <p>はじめに、本日欠席の富樫委員から事前質問があると聞いていますので、事務局から紹介してください。</p>
<p>事務局 中島 (県環境政策課)</p>	<p>それでは、富樫委員からお預かりしました事前の意見を口頭で述べさせていただきます。内容につきましては事前に事務局と、それから委員の皆様にもメールで送らせていただいております。</p> <p>読み上げます。全部で5項目ございます。</p> <p>「1、旧ゴルフ場の開発時期は古く、詳細な影響予測調査や事後調査が行われていたとは思いません。一方、計画地が水道水源保全地区に指定されていることは重視すべき条件であり、旧ゴルフ場の再開発ではあっても、事前に基本的な調査は行っていただくことが望ましい。</p>

2、地形からみて計画地が既存水源の涵養域にあたることは明らかで、計画地と水源の相互関係を把握するための科学的な情報が不足していることが心配です。開発による影響程度を議論するためには、水源、計画地、水道水源保全地区指定地をカバーする範囲の地形地質調査と水象に関わる現地調査等を実施し、帯水層分布等の水理地質学的な基本情報を得ておく必要があると思います。

3、ゴルフ場の芝地から太陽光発電パネルを敷き詰めた発電所への土地利用の変更により、地表付近の雨水の流れや地下への浸透について変化が生じることは避けられません。水象への影響については、(2)の調査結果と開発計画をもとに、できるだけ定量的に予測を行った上で、影響程度を適切に評価することが望ましい。

4、将来的に太陽光パネルの劣化や破損等により、有害物質が既存水源の水質に影響を及ぼすことがないのかどうかについても、具体的な計画に沿って予測評価がなされることが望ましい。

5、景観面における影響程度についても検討していただきたい。」  
以上です。

鈴木委員長

ただいまの質問について、事業者の見解はいかがでしょうか。

事業者  
桑本  
(環境生物化学  
研究所)

1番目の水道水源保全地区に指定されていることについての重視の話でございますが、先ほど遊佐から説明した経緯というのがございまして、その要因は今は排除されておりますから、今後も新たな太陽光発電を行ったとしても汚水排水の危惧はもう一切ないということを申し上げます。

2つ目の涵養域云々の話ですが、事実関係を整理しますと、所沢水道水源保全地区のうち、奈良井水道水源は事業計画地境界から東方下流約1kmに存在はします。事業計画地は水道水源の涵養域には一部当たるとは思いますけれども、施設用地は46.7haでございまして、水道水源保全地区の約17.6%、こちらの地区が265haございまして、分母は265を取りますと17.6、いじらないところはもちろん除いて計算をしました。地質調査を令和3年に実施しておりまして、この対象計画地は細長い溶岩台地で構成されておりまして、北側と南側の谷に挟まれた瘦せ尾根という形状でございまして、資料3-1に赤地図を示してございまして、それも一緒に見ていただければ幸いです。西から東に傾斜しておりまして、比高差は約100mございまして、基盤としましては、石英質安山岩で構成されておりまして、表層は先ほど申しました火山灰、ローム層と火砕流の堆積物で構成されておりまして、見ていただいたとおり、多分ラフだったり、森林部には石があったかと思はれますけれども、そういったものが当初からあったのであろうと。そういったところの境界面を雨水が浸透していった地下水、もしくは湧水として下流で流出しているということを想定してございまして。

ボーリング調査の結果では繰り返しになりますが、明確な地下水というのは確認されてございませんでした。

事業地周辺の地下水は雨水が浸透して基盤上を流下する形態と推定されて、そのみずみちの1つが奈良井水道水源と考えてございまして。こちらは意見に対する補足といえますか、考えを示しました。

3番につきましても同等でございまして、例えば、流出係数で見ますと林地開発の場合、浸透能力が大という草地ですと0.4から0.6を採用するように国で指導されておりまして、その平均を取ると0.5程度なのかなと。雨が降ったときの対策としまして、パネル部面は水が流れ落ちますので、計画でも申し上げましたとおり、下側に砕石を置きまして分散してより浸透しやすいような工法を検討してございまして。これに伴いまして、現状同等ということで計画を進めてございまして。

パネルの劣化や破損等の話になりますけれども、環境省で出されました太陽光発電設備のリサイクルなどの推進に向けたガイドライン第2版に基づきますと、単結晶のモジュールでは鉛が一部溶出するデータが記載されております。ただし、かなり溶出

しやすいような条件で分析はされておりますので、単に破損して現場で鉛がどんどん溶出するかというと、それは考えにくいことと考えております。多結晶のモジュールに比べますと単結晶のモジュールというのは、そういった有害物を持っている量が少ないので、まだリスクについては小さいのではないかと思います。併せまして破損対応につきましては、遠隔監視システムを導入しまして、パネルの状況を随時確認しております。現場に予備のパネルを置いておきますので、異常を検知するシステムですぐに現場に対応して、不要なところをすぐに交換するということでリスクは避けられるかなと考えてございます。

景観につきましては、現地を見ていただいたとおり計画地からは山岳のトップ、スカイラインしか見えませんので、逆に言うとそこからは見えると思います。しかし、民家や別荘からは一切見えませんし、外周の残地森林だったり既存の樹木がございますので、さほど影響はないのではないかなというのが事業者側の判断でございます。

鈴木委員長

ありがとうございます。この件についてはおそらく後でもまた委員の皆さんからも質問があるかと思えますけれども、まず最初に事業の内容、環境影響ではなくて事業の内容について何か御質問はございますか。

私からいいですかね。パネル単体の設計図があったのですが、パネルで覆う面積が敷地全体の何割程度になるような設計でしょうか。

事業者  
桑本  
(環境生物化学  
研究所)

資料1の2ページに記載がございまして、割合としましては97.06%でございます。

鈴木委員長

そんなになりますか。要するに地面全体に対してパネルは97%も建てられないですよ。

事業者  
桑本  
(環境生物化学  
研究所)

面積的にですよ。

鈴木委員長

そんなに密に入りますか。

事業者  
桑本  
(環境生物化学  
研究所)

施設面積としましては46.7haを考えてございますので。

事業者  
遊佐  
(ノザワールド)

用地面積としてなのか、パネルがついたときの投影面積ということで。

鈴木委員長

地面に対してはそれが大事なのです。それでお聞きしたのですが、だから90何%というのは、これはもう駄目ですよと言うしかないです。そんなことはないですよ。

事業者

このパネルの架台と架台の間には約2mぐらいの間隔が空きますので、今46.7haと申

遊佐 (ノザワワールド)	上げましたのは、パネルを貼って架台の間も含めて、その周囲を全部やったら90何%の46haになります。いわゆるこの間の管理用道路でありますとか、管理用道路として取るパネルとパネルの空間部分をするると約46.7%の7割部分ぐらい、3割部分ぐらいは空間部分になるのではないかと思います。
鈴木委員長	3割しかないですか。
事業者 遊佐 (ノザワワールド)	そんなものだと思います。あと今もう一つ我々が工夫しておりますのは、今この46.7haになりますというこの大きさというのは600Wで75,000枚を貼るということを想定して、最大で取ってございます。先ほども御説明の中で申し上げましたように、既に650Wのパネルが開発されております。それから今675Wのパネルがやがて出るのではないかと、それからダブルフェイスというか、こういう両面のものであるとか、そういうものを使いますとこの面積というのはますます減ってくると想定されて、環境に負荷をかけないような対応を今我々の想定としてはこの最大で皆様方に御審議いただくものとして出しておりますが、実際に我々が施工する場合は施工の地点までこれから設備が変わりますので、その中でパネルの調達、その他の期間がありますので、その中で最小のものになるように、軽減できるようにそういうものを調達していく考え方で
鈴木委員長	分かりました。これは発電量で許可ももらうわけですね。ですからどんどん効率の良いパネルが来ればパネルの数は減っていくということによろしいですね。
事業者 遊佐 (ノザワワールド)	おっしゃるとおりでございます。
鈴木委員長	というのは水に対する影響としては、まさに地面があるところと、パネルのあるところの面積の割合が非常に大きく影響しますので、ぜひそれは御配慮いただければと思います。
事業者 遊佐 (ノザワワールド)	恐れ入ります。ありがとうございます。
鈴木委員長	他に事業内容について何か質問はございますか。
梅崎委員	この後の細かいところにも入りますが、今の委員長のお話と富樫委員のことにも関連しますが、水道水源保全地区に指定された経緯をお話しされましたけども、やはりこれだけの区域を指定されているということは、所沢水道水源の涵養地というふうに地形から見られているからだと思います。そうするとやはり地下浸透をしっかりとやらなくてはいけないので、今委員長がおっしゃられたように、そこからの表流水をいかに防ぐかということが非常に重要になりますので、やはり設置面積と、あとここに雨水受け砕石というのがありますが、基本的に雨水の強度による浸食を防ぐというようなことが主になると思いますから、これをもって地下浸透が大きく増えるということはないので、やはり地下浸透を大きくするためには間を空けたりとか、幾つかの工夫をする必要は十分にあると思います。

鈴木委員長 他にございますか。ウェブ参加の委員の皆様で何かございますか。事業の内容でございませうけれどもよろしいですかね。

そうしましたら、まさに今日の本題となっております環境への影響ということで、御質問・御意見を頂戴したいと思っておりますが、まずは最初に事務局からもお話がございましたけれども、影響があるとすれば水質・水象・土壌汚染・地形・地質ということではないかということで、まさに今日現地調査を行ったわけですが、この点についてまず御質問とか御意見をお話しただければと思っておりますがいかがですか。

まず今日現地調査をされた委員の皆様からお伺いしたいと思っておりますが、北原委員、お願いします。

北原委員 今日現地調査をさせていただきましてありがとうございます。所沢水源の件ですけれども、ここでは年間に326,600m<sup>3</sup>の水を使っているということですが、これをこの地域の気象環境も水文環境も出ていましたので、1,500mmの降水量で蒸発散量が1,500mmですから600mmとして計算をすると900mm、そういうことを考えると最低限これは全部を利用したとしても37ha必要なわけですね。そうしますといつも出ているわけですから、それを貯水して使っているわけではないので、ざっと100haは必要であろうというふうに算定されます。そういうことになると、所沢水源の上のゴルフ場までの部分だけでは涵養域にならないです。もっとゴルフ場まで大分入らないと涵養域になっていないわけですね。そうなるとゴルフ場はやはり今回水の収支が変わりますので、きちんと計算して予測をしないとまずいのではないかなと思います。

宮原委員 ただいまの北原委員とかなり意見が似ているのですけれども、水源の水がどんなところで涵養されているのかとか、滞留時間がどれぐらいなのかとかといった基本的なデータがないと影響のありなしというのが判断できないのではないかと考えております。

それとそもそも現在の水源の水の水質分析でどんなことがされていて、そこからどんなことが類推できるのかといった情報が全くここからは読み取れないので、例えば先ほどの肥料をまいてといったような話があれば、水源の水に例えば硝酸性の窒素が比較的によく含まれていて、それなりに関連性が認められるといったことを考えることができると思っておりますが、実際に配水池なり水源地の水の水質でどんな項目が測られているのかをもし御存じでしたら教えてください。

鈴木委員長 これは事業者、分かりますか。これは村できちんと測っておられるのですよね。

事業者  
桑本  
(環境生物化学  
研究所) 所管されるところで聞いたのですけれども、資料が手元にはなかったのが現在は分かっております。ただ飲用水源とされておりますので、飲料水の分析はされているのだらうと考えております。ただ今まで異常値が出たことはないということはお聞きしました。

鈴木委員長 おそらく調査はあるのでしょうけど、環境基準以下だからこれまで何も問題なく来ていたのでしょうね。今度は農薬も肥料もまかないわけですね。ですから水質的にはおそらく悪い方向には行かないのではないかなと思います。

宮原委員 水としてつながっているかどうかということの判断をいろいろな水質項目を使ってしてくださいというお願いです。

梅崎委員 逆に多分宮原委員がおっしゃりたいのは、今使っていなければそれが変わればそのとの関連がありますから、そういうことも含めて長く調査をしてくださいということだと思います。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

水道の水質の話ですが、県の水大気環境課に水道の係もありますので、事務局でもそちらに何かデータがないか確認して、また提供させていただきたいと思います。

それから水道水源の話が出ましたので、ついでにお手元に配らせていただいたペーパーについて説明させていただきます。本日午前中の現地確認では水源を見にいきませんでした。我々は前回見に行ったのですが、道がない斜面を下りていかないと行けない場所ですし、ライフラインとして重要なものなので、簡単に場所を特定できないようにしているという話も村からあったと聞いております。我々が行った際に、その様子を写真に撮ったデータがありますので、それをペーパーにして、会議が始まる前にウェブ参加の委員の皆さんにもデータで送っております。

取水口周辺はかなりの斜面で左上にあります柵の中で湧水が出ているという状況です。実際に出ているところが低木の陰で写真に撮れていないのですが、私と伊東と水大気環境課の者とで村の案内のもと見てまいりました。パイプからオーバーフローした湧水が出ておまして、右側の写真が取水口のすぐ下側なのですが、パイプから出た水なのか地面から直接湧いている湧水なのか分かりませんが、その水がにじんでいて、左下の写真は、下に向けて撮っているのですが、じくじくと湿った流れというほどではないのですが、湿った土壌が続いていました。取水口の上部にはそういうものがなかったので、水源のあたりから湧いているのではないかというような状況でした。

以上、補足です。

鈴木委員長

ありがとうございました。梅崎委員、よろしいですか。ウェブの皆様、今議論している件について何か御意見・御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。御発言はないですね。

判定基準として水道水源への影響が挙げられていますが、水質、水象、土壌汚染、地形・地質以外の環境要素も水源に影響を与える可能性もございますので、その他の環境要素についても、委員の皆様にはその専門の方もたくさんおられますので、お聞きしたいと思います。また、判定基準に直接関連がなくても事業実施に当たって留意すべき事項などあれば、併せて御発言ください。何かございますか。

大窪委員

よろしく申し上げます。

やはり土地利用の大きな変化が生じる内容になっておりますので、植物についてだけでなく動物、それから生態系も含めての影響評価については検討する必要があります。この対象事業地域の近隣には八ヶ岳がありますけれども、その周辺にはアサマフウロというような、氷期の遺存種と言われる八ヶ岳周辺にしか分布しない特異な植物が自生していることが知られていまして、多分ゴルフ場で草地として管理されてきて、意図はしなかったけどアサマフウロなど草原性の草本植物の生育地として機能してきた場所も含まれると思います。そういう八ヶ岳周辺に特異的な貴重な植物の生育地であったり、また遊水池もあるようなので、沢筋を中心にしてサクラソウなどの県条例の希少野生植物に指定されている植物も生育していると考えられますので、そういった視点から動植物、生態系への影響についてもやはり検討していただく必要があると考えます。

以上、意見です。

鈴木委員長

ありがとうございます。要するにこれは通常の方法書等の審議とは違いますので、今回は直接の議題にしませんけれども、質問の中で今お話が出たような希少種等の生育は確認されていますかね。

事業者

特にそういう作業はしておりません。基本的には芝地でございますので、それと沢

桑本 (環境生物化学 研究所)	筋とおっしゃいましたけれども、沢筋がほとんどないゴルフ場でございますから、サクラソウの生育の可能性はないと私は考えてございます。
鈴木委員長	北原先生は分かるのでしょうか、そういったものは見ていませんか。何か気になるところはございましたか。
北原委員	今の時期は枯れているからよく分かりません。オノオレカンバが多かったですね。それだけがちょっと気になったぐらいです。
鈴木委員長	我々が見た感じでは基本的にいわゆるゴルフ場の芝地でしたよね。
大窪委員	そうですね、ゴルフ場の芝地の周辺にも結構貴重な草原性草本植物が生育していたり、また今オノオレカンバが生育しているということは、ちょっと湿ったような林地の環境もあるということなので、私は行ってみたいことはないのですが、その地域であればかなり面積が広いので、貴重な野生動植物が生息・生育していると考えられます。あと樹木の伐採ですけれども、伐根はされないということですが、木を切る場合0.5mで伐採するというようなことですが、10m程度の林分が0.5mになるということは、根っこは残っていても植生としては大きな変化があるので、そういう点も動植物や生態系への影響は考えなければならぬと思います。 以上です。
鈴木委員長	事業者さん、何かございますか。少なくともパネルを設置されるのは基本的には芝生の上ですよ。
事業者 遊佐 (ノザワワールド)	我々は今までゴルフ場として管理しております。まず芝の生育を根本として芝以外のものについては処分をしないと、いわゆる多少のり面も含めて管理をするということしておりますので、特別貴重種について配慮して保存するということは今まででしたことがございません。まずそのことが1つ大きなところかなと思っております。今もほとんど除草剤を使わず、刈り込み刈り込みで除草剤を使うお金ももったいないぐらいの形になって刈り込んで何とかするというパターンになっておりますけれども、そういう管理で芝地として管理をするというのがゴルフ場の基本でございますから、大変恐縮なお話でございますけれども、その辺りのことに対しては配慮が欠けてきた運営かもしれませんということだけ御返答申し上げます。
鈴木委員長	よろしいですかね。
大窪委員	草原性の草本植物の生育地として、植物を保全するために意図はしてこなかったのだけれども、刈り取りなどの管理が継続的にされていた場所というのが、実は非常に貴重な植物にとってのハビタットになってきたというような経緯もあって、先ほどのような影響評価をしていただきたいという考えを述べさせていただいています。 以上です。
事務局 中島 (県環境政策課)	事務局です。大窪先生から御指摘がありました、やはり判定に当たって規則で定めている観点以外の環境要素に基づく判断は県としてもできないです。これは制度上、そういうことになっておりますので。事務局側の想定ではありますが、本日は土壤汚染や地形・地質も地下水に影響があるとして、かなり幅広く関連する環境要素を考えてはありましたが、対象を限定した上で日程調整をして現地調査をさせていただいたことについては申し訳なく思っております。先生がおっしゃるとおり、人の手が入

っている草原に希少な植物が出てくる可能性があることは確かですが、規則で対象とする環境要素が限定されている上に、判定の段階では、今、収集可能な情報から影響の程度を判定しないといけないということです。最終的に県の責任で判定するに当たって、我々もそこは非常に悩ましいところではあります。先ほど北原先生のお話にもありましたが、このデータだけでは自信を持って言い切れないという部分もあるかと思えますけども、情報の量ですとか精度が低い段階であっても、60日以内に判定をしないといけないという状況です。

このため、次回の委員会が4月20日に予定されていますけど、実質的な審議としてはおそらく今回で、正直に言いまして既に届出が出ていますので、5月2日までに判定の結果を通知しなければならないという状況ですので、最終的に次回の委員会で判定の報告はさせていただきますけれども、実質的な審議としては本日と、あとは事後の追加質問などのやり取りといった中で決めなければいけないというのがまず1点です。また、季節的に適切かということはさておき、これから動植物の調査を求めるといのは実質的にアセスにおける調査を課すことになりかねないのです。判定の段階での情報集めとしては今回、事業者が自主判定結果として揃えていた資料に、あとプラスアルファとして年度内、4月上旬にどれだけ追加できるかという中で御意見をいただきたいということです。

大窪委員が指摘された動植物など、他の環境要素については、先ほど事業者にも同意いただきましたけれども、例えば、施工に当たって注意いただくですとか、これから計画を詳細に詰めるに当たって配慮すべき点というような形で、判定の結果は結果として、それに併せてお伝えしていきたいと思えます。調査、予測、評価というよりは、そのような取扱いで整理をさせていただければと思えますが、いかがでしょうか。

大窪委員

承知しました。草地性の動植物だけのことでなくて、やはり樹木の伐採という点も10m程度ある林分を0.5mまで下げるといことの影響も、面積が結構大きいので、影響はあるかないかといことは大事なことだといことは意見としてどこかに入れていただければと思えます。

以上です。

鈴木委員長

それに関連して、現場でお話をいただいたように、50cm残し、また芽生え、再生をして、それを何回も繰り返していくというようなことを御説明いただければと思えます。

事業者  
桑本  
(環境生物化学  
研究所)

伐採するところはコース間の樹林でございまして、かなり疎の状態です。また一部アカマツとかを植えた木のところもございまして、写真でここを切りますといところが具体的にはないのですけれども、まばらなところを伐採させていただくような計画であるということ、外周のまとまった大きな林分ではないといところを付け加えさせていただきながら、福島でも実施しましたけれども50cm程度を残して、枝木が出てくるのも確認しておりますので、今回もそういう形でやらせてもらって維持管理していくということを考えてございます。

北原委員

私もこれはどうしたものかなと思っているのですけれども例えば、今新しく太陽光発電をしようとする、これは林地開発許可制度になってしまうけど、25%の森林率を残さないといけないことになっていきますよね。ですが、林地開発許可制度が昭和49年にできましたから、ここはその前に開発されたところですよ。ですからそういう25%の森林率なんていうのは一切なくて、それから調整池なんかもない、そういうようなことで、それは現状ゴルフ場として使っている分には既得権ではないですけども仕方ないでしょう。ところが今度はかなり違う用途変更をするわけですね。そうなっ

てくるとそこだけ過去の実績があるから違う森林率、あるいは違う施工、調整池なしだとか、こういうことがいいのかな、ダブルスタンダードになってしまうわけです。他の新しく造ろうとしたソーラーの会社なんかはあそこはそうじゃないかと、ここは何で許しているんだとかと、俺のところは何で厳しくするんだということになりかねないので、その辺はどうですか。

事業者  
遊佐  
(ノザワワールド)

林地開発の基準というのは、区画形質変更をすることが前提となっております。私どもは区画形質変更をしない、例えば私どものゴルフ場にある森林というのは、森林法に基づく5条森林、そうでないものを含めて13、4haあります。その中の4,800m<sup>2</sup>を切る、なおかつ50cmに残して次の世代の成長を待つ、こういう形で保全したいという意向を出しながらやっております。やはり今ダブルスタンダードか否かという問題は、区画形質変更を伴うかどうか、森林率だけの問題ではないと思います。そのところは法律の根本的な違いではないかなと私どもは考えております。やはり当初は25%、多分今の状況で森林の状況というのは25%以上は残っているのではないかというふうに思っています。

北原委員

72haですよ。ざっと計算をしたら20%ぐらいになってしまうと思います。25haはっていないですよ。さっき言ったようにダブルスタンダードになってしまう。

鈴木委員長

森林があるところを開発するときは25%以上ではないのですか。

北原委員

ここは、地目は林地だから。

事業者  
遊佐  
(ノザワワールド)

地目は雑種地ですよ。非常にこの森林の定義、この条例の中にも森林等という定義があって、森林の中には例えば水道水源保全地区も森林等の中で入りますとか、非常に難しいところがあります。例えば森林法に基づく地域計画対象民有林に指定されている森林もあれば、例えば後からゴルフ場のように植栽したのもあったりするものですから、どれをもって森林としてカウントするのかということはかなり複雑です。林班図なんかを見てもこの場合は全く判定がつかないような状況、ただ私どもは航空写真で測量をして拾ってあります。木だなという、そのために今日の資料の中にも航空写真等々の図面を入れさせていただいております。そのイメージでございます。

梅崎委員

現地を視察させていただいて、ウェブで参加の皆さんも情報共有として幾つかお話をしたいと思いますけれども、今北原委員がおっしゃったように現状のゴルフ場に調整池がないということで浸透性もいいということですけど、先ほどのパネル設置面積とかということに関わるのですが、今回調整池が必要かどうかということは別の問題ではないかなと私は思います。計算はしないといけないのではないかなとは思いますが、これは森林とかという問題ではなくて次の事業としては必要ではないかなと思います。その点はいかがですか。

事業者  
遊佐  
(ノザワワールド)

事業者としてこの判断というところで大きな意見としてありましたものが、地元との協議でございます。地元との協議の中で我々は60年間のゴルフ場の管理で一切大きな災害があったことがない、だから区画形質変更はしないでと、造成はしないでくれと、流域を変えないでくれと、それは何もしないということが前提だという強い意向が地元の方々からありました。それから地元に住む人たちがそのことを一番よく知っているわけです。何が安全なのかということについても、60年という年月の流れで何もなかったということはその言葉を信じていいたろうと私たちは考えて、今般何もしないで太陽光施設に変更するというような判断をさせていただいた、それが経緯で

ございます。

梅崎委員

その意味でやはり設置枚数というか、設置自体の面積というものの考え方というのが大事になるのではないのでしょうか。

事業者  
遊佐  
(ノザワワールド)

そのところはいわゆる枚数が1.8m掛ける1.8m、それが75,000だとパネルの面積というのが出てきますので、今計算をして先ほどよりもっと少ない数字になると思いますので、そのところでいわゆる47haを使ううちパネルが存在する場所と、芝地としてちゃんとする部分とがどれだけあるのかと、そのところを明確にさせていただきたいと思います。

梅崎委員

もう一つ、現地で説明を聞いたときに、鹿のふんがいっぱいありまして、ゴルフ場の中に鹿がかなり入ってきています。事業としてやられるときは柵を作られるということで、入らないようにするというのも重要ですけど、今まで入ってきていたそういう生態系が多分大きく変わる可能性もありますので、そこは私は専門ではないのですがそういうことも情報共有としてお話をしておきます。

鈴木委員長

それについては後でというか、陸委員に直接お話をして聞こうかなと思っていたのですが、陸委員、鹿のことですけれども実はふんが物すごくたくさんあって、おいしい芝を夜な夜な食べにきているようなのですが、太陽光発電事業をする場合には敷地を全部柵で囲って動物が中に入らないようにしないといけないということですけども、それについて何か御意見・御質問がございましたらお願いできますか。

陸委員

ネットの状況が悪くて切れてしまいましたので、今改めて接続し直しました。大丈夫です。

鈴木委員長

現地調査をした結果、今ゴルフ場を閉鎖しているのですが、敷地内に鹿のふんがたくさんあって、どうも夜な夜なたくさん芝を食べにきているようなのですが、太陽光発電事業をする前にも周りを全部柵で囲って入らないようにしないといけないということもございますけど、それについて何か鹿の件について御意見・御質問はございませんか。

陸委員

つながっています。鹿は確かに密度が高くなっていますので気をつけなきゃいけないのですが、ただ現状ですと芝のまま管理されているので鹿も使っていると思いますので、それを柵で囲ったことによって何か、入れなくなるというぐらいのことでそれほど大きな影響はないのではないかと思いますけれども。

鈴木委員長

素人考えなのですが、たくさん鹿が今まで食べてきたところがなくなってしまうと、他のところ、つまり人里とか農地とかに行く心配はないのかなと思うのですが、何かそういった案件はどこかで出ていませんか。

陸委員

分散するということですよ。分散しても近くにまた鹿の餌がたくさんあるような場所があるとすればそちらに行くかもしれませんが、近くにそういう場所はありますか。

鈴木委員長

ほとんど周りが全部林です。だから鹿にとっては今すごくいい餌場なのです。

陸委員

もともと非常に密度が全般に濃い場所ですので、そのゴルフ場を囲ったからといってそこに依存していたものがまた他で大きな影響を与えるという、1か所に固まって

いればあるかもしれないですけど、かなり連続して広がっていればそれほど大きなインパクトはないのではないかと思いますけれども。

事業者  
遊佐  
(ノザワールド)

太陽光パネルの設置区域に対して周囲をフェンスで囲うことによって動物の移動に関する影響ということについては、他のところでも事例になっておりまして、やはりどういう動きをするかということについて鳥なんかであれば太陽光施設の中にもバードブロックをつけたりそういうことをするというは我々はやってきました。ただしこれは電気事業法で定められている閉鎖された空間をつくらなくちゃならないという問題で、どこまでそれを緩めて入ってこられるようにしていいのかという問題もあったりしまして、それは電気事業法優先で閉鎖空間をつくらなくちゃならないという考え方で今までは対応してきました。鹿の遊び場がなくなるとか、そういう話というのはよく出てくる話としてございました。それは電気事業法優先というイメージで、それから先ほどパネルの枚数に対する配慮ということで例えば、縦横1.8mのパネルを75,000枚ですと、243,000m<sup>2</sup>になります。24.3haということはさっき申し上げました46.7haの約半分、先生のおっしゃった見解そのものでございました。どうも大変失礼いたしました。計算し直しましたので、御報告申し上げます。

北原委員

これの判定とはまた別ですけども、セキュリティをパネルの下の方に置きますね。あれは雨水で掘れるのを防止はするけれども、量的にはそこに入ってくるわけです。そこで浸透はセキュリティですから下まで行ってすぐ、今度は水が斜面方向に流れていくと思います。だからパネルがある分だけそのところに降った雨はほとんど全部が地表流になって芝生のほうに流れ込んでしまうということです。そうしますとやはり先ほどの50%がかなり大きな意味があると思いますけど、そこで浸透させないといけなくなってしまいます。これだけで足りるのかなと思います。土の透水計数が、表土が15<sup>3</sup>cm/secぐらいであると記されていますよね。そうなってくると数mmしか浸透ができないということになります。そうすると先ほど言ったようにパネルの最大の雨量強度が47mm/h、そうなってくるとかなりたくさん水が出てきてしまうと思います。それが大きな問題ではないかと思えます。そこはきちんと計算をして、やはり水を通さないパネルが50%の面積率でできてしまうということで、石礫ぐらいでは足りないと思います。

鈴木委員長

今すごく傾斜が緩やかなのですよね。ですからもちろん場所場所では浸透率は低いのですが、それが広がると考えれば、おそらく今までも雨のときに芝生面がべちゃべちゃになることはないのではないかとと思うのですが、いかがです。僕はそれはおそらく心配ないのではないかと思います。

北原委員

傾斜が緩くてもリルとかガリは平気でできます。それは流速が増えますからあれですけども、芝があるから流速はかなり抑えられるのですよ。ただ、傾斜がゆるくても、一旦破れてしまうとそこが水路になってリルとかガリとかが出てしまうのです。かなりの降雨強度になった場合、地表流が出てしまう。だってパネルが5.5mありますでしょう。そこから出てくるのは幅1cm当たりしたら3L出てきます。そういうことを考えるとやはり石礫だけで足りるのかなという気がいたします。

事業者  
遊佐  
(ノザワールド)

まず私どもは芝地だからということについては、やはりおっしゃるとおり重要な要素だと思っております。よって私たちはパネルの下にもいわゆる芝地が生えるような努力をしていかななくちゃいけない、我々はゴルフ場専門業者ですからいろいろな技術がございます。いわゆるパネルの下も緑化しておいて、流水その他で浸透する力を保持するという、それはここを初めてでやる話ではございません。我々が経験している多くの施設においてパネルの下での緑化ということについても様々な努力をさせてい

ただいとおるところでございますので、そういうところも含めて今こういう効果、それからこう流れることによって下が芝地であったり草地であることによって、今先生がおっしゃったような効果を持続させるイメージを考えていきたいものだなと。まさしく御指導のとおりだと思っておりますので、そのようなことを実施してまいりたいと思っております。

鈴木委員長

是非そのようにお願いいたします。  
他にございますか。大窪委員、お願いします。

大窪委員

話を少し戻しまして、委員長がお聞きになっていた鹿が餌場としてゴルフ場の芝地を利用していただけですけれども、鹿は結構長距離移動をしますので、太陽光発電所としてフェンスで囲ったときにそれまで餌場にしてきた鹿が、周辺のかなり離れた農地へ餌場を求めて農地への被害というのは十分考えられます。  
以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。  
他にございますか。  
梅崎委員、お願いします。

梅崎委員

これも現地でお話ししましたが、現地が尾根の一番てっぺんの平場なので、ちょっと開けているところで、風の問題を指摘させていただきました。特に台風とかそういうときに突風が吹くような場所なのかどうかということと、それに対する対策をしっかりと取っていただきたいということです。

事業者  
桑本  
(環境生物化学  
研究所)

風のデータについて御報告します。野辺山アメダス、過去10年ですけれども平均風速で2.5から2.7というデータを得ました。年間の最大風速が平均ですが13.0から16.4m程度で、瞬間最大になりますと27.3から33mを記録しておりますので、基本的に夏場より冬場が強い、八ヶ岳おろしといいますが、そういう傾向にございますので、それに耐え得る架台設計を検討いたします。

鈴木委員長

よろしいですか。  
他にございますかね。  
宮原委員、お願いします。

宮原委員

こちらをお配りいただいて御説明いただいたところの6枚目のところに主要整備面積という一覧がございます、その中の外周フェンスの長さが80,000mというのと、こっちの中の計算のところは8,000mと数字が違っているので、どちらの数字が正しいのか確認をさせてください。

事業者  
桑本  
(環境生物化学  
研究所)

括弧中の数字が8,000と読めますけれども、これは80,000の間違いでございます。結果は1,778m<sup>2</sup>で間違いがございません。

鈴木委員長

ありがとうございます。ウェブ参加の皆様、6ページ目の土地の形質変更の判断のための主要設備等という表がございますが、その5段目の外周フェンスですが、2列目には80,000mと書いてございまして、その右の括弧の中に80,00mと書いてありますけど、ゼロが1個足りないということですよ。ですからゼロを1個足しておいていただけますか。計算結果は1,778m<sup>2</sup>で変わりないということですのでよろしくお願

	<p>します。</p> <p>他にございますか。</p>
事務局	<p>先ほど途中でお話したとおり、4月20日に再度審議というわけにはいきません。先ほどのパネルの約50%ぐらいだとか、あと涵養域に当たる面積の話というのは委員長や北原委員からいただいた非常に重要な部分だと思います。あと実際の取水口への影響を考えますと、宮原先生がおっしゃったような水質からつながりの傾向が見えるかどうか、そのあたりを事務局を通して資料提供させていただくとしたらどのぐらいできそうですか。</p> <p>あとは雨受け砕石の実績を、他の場所もやられているというようなお話を今聞いたのですけれども、写真的なものでもいいですが、それによって芝がちゃんと維持できているのかどうかというのも1つのポイントだと思うので、そのあたりも含めてデータを事務局にいただいて、それを委員の皆様にお送りして、何かまた追加で御意見があれば伺うということによろしいですかね。よろしく願いいたします。</p>
鈴木委員長	<p>他に御発言もないようですので、本事業に係る審議は、ここまでとさせていただきます。</p> <p>それでは、どうもありがとうございました。</p> <p>&lt;休憩&gt;</p>
鈴木委員長	<p>それでは、次に議事(2)の「松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書」について審議を始めます。</p> <p>まずは事務局から資料の説明をお願いします。</p>
事務局 中島 (県環境政策課)	<p>資料5は方法書について前回委員会までに頂戴したご意見に対する事業者の見解で、補足資料として資料5-1から5-3を配布してあります。資料6は、令和5年1月6日から2月20日までに提出された方法書に対する住民等からの意見、資料7は関係市町村長の意見です。</p> <p>資料8と資料8-1は、方法書に関する技術委員会意見のとりまとめについて御審議いただくため、前回の審議分までの皆様の御意見等の取扱いについて、事務局がたたき台として案を作成したものです。</p> <p>会場の委員のお手元には方法書及びその要約書も用意してございます。オンライン参加の皆様は以前送付した電子データを、それぞれ適宜ご参照ください</p>
鈴木委員長	<p>それでは事業者から説明をお願いします。</p>
事業者 牧羽 (松塩地区広域施設組合)	<p>松塩地区広域施設組合の牧羽でございます。よろしく願いします。</p> <p>資料5、第8回技術委員会の意見に対する事業者の見解ということでございます。資料5のNo.5、小澤委員からいただきました意見でございます。方法書2-34ページ、表2.2.19、最終処分量の合計が平成29年に大きく下がっているのは何か特別な理由等があるのかということでございます。これに対する回答でございます。こちらは転記ミスのため修正をいたします。表中の平成29年の焼却残さ量を8,736tから100,073t、合計を9,919tから11,256tに修正いたします。</p> <p>続きまして資料5のNo.18、No.20、それからもう一件No.33がございしますが、こちらにつきましては本業務の事業者であります環境技術センターから説明させていただきます。</p>
事業者	<p>環境技術センターの味澤でございます。No.18について御説明さしあげます。小澤委</p>

味澤  
(環境技術センター)

員より、「大気質シミュレーションの結果から、特に東側の調査地点が山のようになっているところで詰まっているかと思うが、もし大気質シミュレーションでそれなりの誤差があると考えれば、もう少し先のほうにも調査地点を設けてもいいのではないか。地形上さらに遠くへはあまり影響しないという想定があるのか。」という御意見をいただいております。また「シミュレーション上は、排ガスが東側のピークを越えていくとすれば、東側にもし開けた場所があるならば調査地点6番よりも東にバックグラウンドとしての調査地点を設けてもいいのではないか。」という御意見もいただいております。それに対する事後回答を御説明させていただきます。資料5-1を御用意いたしましたので御覧いただきたいと思っております。1ページと、裏の2ページに写真を貼ってございます。調査地点6と東側の地形的特徴が御覧になれるかと思っております。調査地点6は、配慮書の段階で実施しました排ガスの拡散予測の結果から設定しております。このように下の斜面に位置しております。当然、排ガスがピークを越えて東側に流れることもありますけれども、この調査地点6よりは濃度が低くなるという予測となっております。調査地点6の範囲は排ガスの着地濃度が比較的高くなると予測された場所ではありますが、その範囲の中で令和元年度まで大気質のモニタリングの調査を行ってまいりました。その結果が方法書2-154ページから2-160ページまでにお示ししてございますけれども、他の調査地点と比べましても特に高い傾向がなかった、むしろ若干低い点もあったという結果が出ておまして、大気質、排ガスの影響が比較的に大きくなると考えられる場所においても、特に大気質の濃度が濃くなるということではなかったということでございます。そのことを受けまして、今回の方法書では調査地点6よりもさらに東側の地域には大気質ですとか悪臭ですとか土壌汚染の調査地点は設けない設定としたものであります。調査地点6の東側の状況について、先ほどの資料5-1-2ページ目を御覧いただきますと分かりやすいと思っておりますけれども、なだらかな斜面になっておまして、農地・山林・集落が分布しております。この東にもバックグラウンドとしての調査地点を設けてもいいのではないかという御意見をいただきましたので、東側に調査地点を設けるとすれば、この中の農地の影響がないような集落の代表地点で、特に長期の影響、土壌の調査を行うことが考えられるのではないかとということでございます。

続きまして20番に参ります。森川委員よりいただいた御意見です。「現有施設の煙突の高さなどがほぼ同じだったと思う。現有施設を建設した際の調査やシミュレーション等が役に立つのではないか。」という御意見をいただきました。それにつきましての事後回答ですけれども、資料5-2を御覧ください。今のお話は松本クリーンセンターを建設するときの環境影響評価のことで、今の長野県影響評価条例の前身となる指導要綱に基づいて、平成7年5月に環境影響評価書が提出されたものでございます。これは「要綱アセス」と呼ばせていただきますけれども、この資料5-2の表2.1にそのときの状況が示してございます。手続期間は平成3年12月から平成7年5月、現地調査の期間が平成3年12月から平成4年11月ということで、当時松本市が実施したアセスです。その大気質の調査地点が1ページの下図2.1にお示ししてございます。そのときの運営施設は今の松本クリーンセンターの隣であります。その場所と、おおむね東西南北の方向で4か所、計5か所で大気質の調査を行っております。また、同じ場所で地上気象の調査も行っておりますけれども、この図に示しましたように風配図を見ていただきますと、こちらの地域では北北西と南南東を中心とした風が多くなっていたということでございます。2ページを御覧ください。当時の大気質の予測手法についてまとめたものが表2.2になります。これを御覧いただきますとお分かりになると思っておりますけれども、今回の方法書の大気質の長期平均濃度の予測手法とほぼ同じやり方を取っております。その結果が3(2)から示してございます。次の3ページの図2.2を御覧ください。当時のアセスの長期平均濃度の予測結果で、浮遊粒子状物質を代表としてお示したものがこれになります。これを見ていただきますとやはり東側の城山丘陵の辺りに一番高い濃度が出て、丘陵を越えて東側に行くような排ガスの流れもあるという

ことが読み取れると思います。なお、当時はダイオキシン類はやられておりませんので、浮遊粒子状物質を代表とさせていただきます。

続きまして図2.3を御覧ください。こちらが本事業の配慮書でお示した、配慮書の段階で1回やらせていただきました大気の拡散予測の結果になります。濃度分布を見ますと確かに前のアセス、要綱アセスと似たような分布にはなっておりますけれども、左下の風配図を御覧いただきますと、こちらは松本特別地域気象観測所のデータを用いているものですから、少し風向のパターンが異なっております。こちらを見ますと北と南の風が卓越しているというような状況になりますので、要綱アセスのときと風の状況が違います。その結果少しコンターの状況は違いますが、おおむね濃度分布は似たような状態になっているということでございます。これをもちまして方法書の調査地点の設定を行っておりますので、方法書で示した大気質の調査地点については、排ガス濃度が比較的高いと予想される範囲はおおむねカバーできているのかなと考えております。

続きまして33番を見ていきます。佐々木委員からいただいた御意見です。「アルプス公園を（景観の）調査地点として加えるかどうかという判断の材料として、アルプス公園の展望台からは見えにくいということを写真で示して、選定しない理由を説明してほしい。」という御意見をいただきました。それに対して資料5-3を御覧いただきたいと思っております。御意見を受けまして、配慮書の段階で9月の景観の状況については踏査で把握しておったのですが、冬の落葉期の状況については把握しておりませんでしたので、今回付け加えてその結果をお示しいたします。1ページの図を見ていただきますとアルプス公園のマップが載っておりますが、この図は東が下になっておりますので、こちらからは図の上の方向が対象事業実施区域の方向になっております。そのためアルプス公園の西側に沿った遊歩道を歩きまして踏査を行いまして、その状況を確認しました。その中でも赤い囲みのA、B、Cの部分で写真撮影を行ってまいりましたので御覧いただきたいと思っております。次の2ページを御覧ください。表3.1にアルプス公園の中からの眺望の状況をお示しました。これで見ますと山と自然博物館の展望台からは、夏と冬の両方とも対象事業実施区域が展望できるということが確認できました。それ以外の場所では見えない、またはあるいは木の隙間から何とか見えるというような状況だったという形です。3ページの写真3.2と写真3.3に展望台からの眺望の写真を載せてございます。今の松本クリーンセンターの施設はどちらの季節も見えるという形になります。それからA案の場合もB案の場合もどちらも次の施設がこちらからも眺望可能という形になります。特に写真3.3を御覧いただきますと、展望台からの眺望のメインとなるのは、やはり北アルプスの稜線、それから手前の山地、それから複合扇状地ですとか、市街地から河川にかけての景観になってまいります。それに対してもう少し見下げの角度で新しい焼却施設も見えるような形になると思っておりますので、景観に大きな影響はないだろうという考えで方法書の段階では調査地点として設定しませんでした。ですけれども、見えるのは確かでありまして、別の観点からしますと、北アルプスの一望を眺望できる地点というのは、それほど多くなく、さらに展望台としてきちんと整備がされて多くの方が訪れるような場所ですので、こちらは景観のフォトモンタージュの予測の対象として取り上げていこうと考えております。資料3の4ページと5ページを御覧いただきますと、その他のアルプス公園内の場所からはほとんど見えないか、少ししか見えないというような状況がお分かりになると思います。

以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。ただいま事業者から資料5、そして方法書についても御説明いただきましたが、順番に御説明いただいた内容について、最初の5番、18番は小澤委員ですけれど、小澤委員から何か届いておりますか。

事務局	特に頂戴しておりません。
鈴木委員長	では続きまして、20番の大気質について森川委員からの質問に対する事後回答がございましたけど、森川委員、何かございますか。
森川委員	資料を準備していただいてありがとうございました。状況も分かりましたし、ほとんど変わらないコンターであるということで、若干風向が30年たっていますから少し変わっているというので、コンターが違っているというのもよく分かりましたし、十分参考になる結果かなと思いました。ありがとうございます。
鈴木委員長	ありがとうございます。では続きまして33番、佐々木委員いかがですか、何かございますか。
佐々木委員	写真を撮りにいっていただきありがとうございました。その結果アルプス公園の展望台からの眺望でこの場所を重要な視点場としてフォトモンタージュによる予測に対処するというので結構だと思います。ありがとうございました。
鈴木委員長	他の委員の皆様、今御説明いただいた内容について御質問・御意見がございましたらお願いいたします。何かございますか。よろしいでしょうか。 それでは他に御発言もないようですので、集約表についてはここまでとさせていただきます。 続きまして資料6と資料7について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 中島 (県環境政策課)	その前に、全般について何か追加で御質問があれば。
鈴木委員長	全般について、何かございますか。
大窪委員	前回欠席しており、御意見を申し上げるのが遅くなったのですがけれども、方法書の3-64の生態系の調査方法についてですけれども、この場所は希少な沈水型植物のハビタットであると考えられておられて、現地調査をさせていただいたときは1月だったのであまり沈水型植物を観察できなかったのですが、重要種としてはヒルムシロの仲間とかシャジクモとか、あとトリゲモの仲間など多分重要種が出てくる場所があると思うので、希少な沈水型植物の保全に関わる環境要因として水質だけではなくて例えば、水路の底質、それから透明度や流速というのも非常に沈水型植物の保全には重要になりますので、現在の状況をもし重要種が出てきた場合にはそこだけでも調査項目として記録していただければと思います。 以上です。
鈴木委員長	事業者さん、何かすぐに答えられることはございますか。
事業者 味澤 (環境技術センター)	御意見ありがとうございました。希少な沈水植物の生育場所ということ承知いたしました。今お話をいただいたように水質のみではなくて流速ですとか透明度、底質についてもこういった希少なところが出てきた場合には調査を行うようにしたいと思います。
鈴木委員長	ありがとうございます。
大窪委員	あと一点、泥上げをしているとか藻刈りをしているかというような水路の管理が沈

水型植物の生育には非常に影響しているので、可能な範囲でそういう管理状況などについても記録していただければありがたいです。

事業者  
味澤  
(環境技術センター)

御意見ありがとうございました。承知いたしました。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

併せて事務局から確認です。今、大窪先生からお話があったような水生植物も含めた植物の注目すべき個体については、方法書の3-56ページの下の方の表3-3-39、一番下の欄で現地踏査により分布状況に合わせて生育環境を調査すると記載されていますので、先ほど言った底質ですとか、水生植物の場合は透明度ですとか流速もこの中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。

大窪委員

そうですね、私は水草の保全とかをやっているのですが、水草を保全するためにはこういう調査も非常に重要になってくるので、この表3-3-39の中でそのように読めるのであればそれで大丈夫だと思います。一般的にはあまりそういう項目は入れないので、意見として申し上げました。

鈴木委員長

今の質問は事業者さんへの質問でしたので、事業者さん、いかがですか。

事業者  
味澤  
(環境技術センター)

お話いただいたように確かに3-56ページの生育環境の調査ということに含まれる内容というのはございますが、具体的にこういったことについて注意したほうがよいという御意見もいただきましたので、大いに参考にさせていただいて調査を進めてまいりたいと思います。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

ありがとうございました。

鈴木委員長

他にございますか。  
なければ資料6と7について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

それでは資料6と資料7について御説明いたします。まず資料6ですが、方法書の公告・縦覧及び意見募集の概要と、住民から事業者に寄せられた環境保全の見地からの意見をまとめたもので、意見は御覧のとおり8件寄せられております。内容は全てA案について、その敷地内にある長野県食肉公社の移転に関するもの、具体的に申しますと食品流通に配慮すべきといったような御意見でした。

資料7、こちらは関係市であります松本市、それから安曇野市の市長からそれぞれいただいた御意見、松本市長からは「方法書に記載の市の条例の名称変更を反映すべき」との御意見、安曇野市長からは上に書かれておりますとおり、「調査の方法や期間、範囲などに特に意見はない」との御意見でしたが、動植物全般についての考え方ということで、その下に配慮書に対する御意見として当時頂戴していたものですが、そちらを参考に示されています。こちらはいずれも県が知事意見を述べる際に配慮、勘案されるものですが、技術委員の皆様にも参考に配付させていただきました。併せてこちらの意見に対する見解など、事業者にこの場で御確認すべき事項等があれば頂戴できればと存じます。

鈴木委員長

ありがとうございます。ただいま資料6と7について御説明いただきました。これ

について委員の皆様、御質問・御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。どなたも手が挙がりませんね。

では、続いて、技術委員会意見の取りまとめの審議に移りたいと思います。

本事業についての技術委員会における方法書審議は本日で終了となる見込みでございますので、その前に事業者から一言ございましたらお願いいたします。

事業者  
牧羽  
(松塩地区広域  
施設組合)

技術委員の皆様には3回にわたり、当組合が計画しております新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書につきまして御審議いただき誠にありがとうございました。鈴木委員長をはじめ委員の皆様、関係市町及び住民の皆様からいただきました御意見・御指摘につきましては次の準備書に反映するなど、施設整備に向けて生かしてまいります。今後とも御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

鈴木委員長

ありがとうございました。

それでは事業者の皆様は御退席ください。

(事業者退室)

鈴木委員長

では、事務局から資料8の説明をお願いいたします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

それでは資料8について御説明いたします。この資料ですが、前回までの審議内容を踏まえた方法書に対する技術委員会意見の集約案でございます。これから技術委員会意見について御審議いただく際のたたき台として事務局が作成いたしました。資料8の1、1枚ものですが、こちらは資料8でお示した事務局案の技術委員会意見を並べたものでございます。いずれも前回までの審議内容を集約した内容ですので、本日の先ほどの審議内容を含めて反映させた上で追加・削除・修正等の整理が必要となります。

それでは資料8を御覧ください。表の基本的なつくりは先ほどの資料5の右側に取扱、適要、意見の3つの欄を追加したものでございます。意見要旨の欄には委員の皆さんからいただいた御意見・御質問を、事業者の説明、見解等要旨の欄には各回における事業者からの説明、それから見解等の要旨を記載しております。前回までの内容が記載されております。その横、取扱の欄には頂戴した御意見等についての取扱を事務局案として記載しております。表の上段の「注」に記載のとおり、意見と書かれているものは技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見であり、こちらは知事意見の作成に反映されるものでございます。記録と書かれているものは意見以外のもので、審議の中で事業者に説明を求めた内容や、簡易な修正等について記録に残して事業者に伝えるものでございます。右端の意見の欄ですが、こちらは技術委員会意見とする場合の記載内容を案として記載してございます。

それでは具体的な案について御説明いたします。これまで同様に表の一番左側の通し番号、こちらはNo.を使ってNo.1、No.2と、右端の意見につきましては、意見1、意見2と意見をつけて御説明いたします。

それではまず、2ページ目のNo.8を御覧ください。梅崎委員からの施設計画についての御質問に対し、事業者から盛土や掘削といった基本的な設計は候補地が決まった後に確定していくという回答がございましたが、委員からはそのような具体的な計画を踏まえて調査等を実施すべきという御意見でしたので、これらを意見案に記載のとおりまとめまして、事業計画に関する意見1、「土地造成や地下掘削の程度など、今後決定される詳細な事業計画を踏まえて調査、予測及び評価を行うこと。また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において、事業計画を可能な限り具体的に明

記すること」というふうに整理いたしております。

次にその下のNo.9です。施設整備の基本方針として示された平瀬環境エリアの創出に関連しまして、陸委員から地域住民や市民団体と一緒に具体的な構想や活動内容をつくってほしいという御意見でございます。こちらは施設の設計にも関連する内容だということで、事務局案としては触れ合い活動の場ではなくて、事業計画全体に反映し得るということで事業計画に対する意見と整理をしてございます。内容は意見2、「新ごみ処理施設を含む平瀬環境エリアの構想や活動内容の検討に当たっては、地域住民や市民団体と積極的に連携するとともに、具体的な内容を準備書に記載すること」としてございます。

次にNo.18を御覧ください。大気質の調査地点について小澤委員から、調査地点の6番よりも東側に調査地点を設けてもいいのではないかという御意見、それからめぐっていただいたNo.20、こちらは森川委員から現有施設を建設した際のシミュレーション結果を参考にしようかという御意見を頂戴しておりました。これにつきましては先ほど事業者から説明がありましたが、これらをNo.18の意見欄に記載のとおり、大気質に関する意見3として、「調査地点は、既存施設における煙突排ガスの拡散シミュレーションの結果等を踏まえて設定し、施設の稼働による影響を適切に予測及び評価すること」と整理してございます。

次がNo.23、水質です。鈴木委員長から大きな河川だけでなく湧水や小河川もあることも踏まえ、工事による水質への影響は標準項目とすべきではないかとの御意見を頂戴しております。こちらは水質に関する意見4としまして、「対象事業実施区域及びその周辺には、梓川等の河川に加えて湧水路等も見られることから、工事による影響については、簡略化項目ではなく標準項目として調査、予測及び評価を行うよう検討すること」と整理してございます。

その下、No.24と1つ飛んでNo.26です。いずれも地下水への影響についての御指摘です。鈴木委員長からは掘削深度と梓川または奈良井川の水位との差によって影響が異なるとの御指摘。富樫委員からはボーリング孔の中で流向流速を測定する際の具体的な留意事項をそれぞれ頂戴しました。これらの御指摘を水象に関する意見5として、「地下水の調査、予測及び評価に当たっては、地下の掘削深度と周辺河川の水位との差が地下水の流向に影響を及ぼす可能性があることに留意すること。また、流向流速の調査に当たっては、ボーリング孔の直径に対して周辺の礫が大きい場合に礫を回り込む水流の影響が生じることを踏まえ、適切な調査を実施すること」と整理してございます。

その一番下のNo.27、小澤委員から土壌汚染の調査地点について、農薬が使用された場所を避けて選定すべきとの御指摘を頂戴しています。こちらは土壌汚染に関する意見6としまして、「土壌汚染の調査に当たっては、農薬が使用されていた場所を避けるなど、施設の稼働による影響を適切に予測及び評価することができる場所を選定すること」と整理しております。これについては先ほどの事業者の説明で追加を検討したいというような見解がございました。

続いてNo.29です。梅崎委員から、地盤沈下を文字どおり地盤の沈下のみと捉えずに地形の変状や盛土の影響なども含めて示して、簡略化項目ではなくて、標準項目としてはどうかという御意見です。これに対してですが、長野県の技術指針マニュアルでも地下水位の変化によって生じるものを狭義の地盤沈下と解説しており、軟弱地盤上の盛土等の過重により生じるもの、マニュアルでは地盤変形と書いてあるのですが、そういう場合も含めて技術指針上は地盤沈下に含めると整理しております。ですので、こちらについても用語も含めてより適切な表現があれば修正したいと思います。地盤沈下に対する技術意見の7番ということで、「地下水位の変化による地盤沈下に加え、盛土による地盤変状等の影響も含めて標準項目として調査、予測及び評価を行うよう検討すること」という案にしてございます。

次は植物、動物、生態系のNo.30です。こちらは現地調査の際にも指摘がありました

が、希少なチョウ類の食草が生育していることから、セットで保全対象にすべきという江田委員からの御意見でございます。こちらは意見8番、「対象事業実施区域周辺は、ミヤマシジミ及びクロツバメシジミとの生息地であると考えられるため、それらの食草を含め調査、予測及び評価を行うこと」と整理してございます。

続いてNo.32と33、佐々木委員からの景観に関する御意見で、本日事業者から追加説明があったアルプス公園からの眺望についてです。こちらは事業者が追加すると今日御回答がありましたが、意見9として「主要な眺望点であるアルプス公園を景観の調査、予測及び評価の地点に追加するよう検討すること」としてございます。

最後がNo.34です。陸委員から、景観の変化はその活動に非常に影響があるため、触れ合い活動の場の予測項目に加えるべきという御意見でした。こちらは触れ合い活動の場に対する意見10として、「予測項目である利用環境の変化については、騒音等に加え、景観も考慮して予測するよう検討すること」としてございます。

以上10項目の事務局の意見案を項目順に並べたものが資料8-1でございます。

資料の説明は以上です。これを基礎に本日の審議内容を含めて追加・削除・修正等の整理が必要となりますのでどうぞよろしく申し上げます。冒頭申しましたが、できましたら本日の審議においておおむねの内容を取りまとめたいと存じますのでよろしく願います。

鈴木委員長

ありがとうございます。

それでは審議に入りたいと思います。資料8と8-1、8-1は右側の意見を列挙したものでございますが、順番に御意見を頂戴したいと思います。

最初にNo.8で意見の1ということで、これは梅崎委員ですけれども何かございますか。

梅崎委員

これで結構です。ありがとうございます。

鈴木委員長

ありがとうございます。

続きましてNo.9、意見の2、陸委員ですけれどもいかがですか。

陸委員

これで結構です。よろしく申し上げます。

鈴木委員長

次の大気質、小澤委員は今日は欠席ですけれども何かございますかね。

事務局

中島

(県環境政策課)

特に意見を頂戴してございません。

鈴木委員長

続きまして23番と24番は私ですけれども、私もこれで結構です。これについては富樫委員はいらっしゃらないですね。富樫委員からもないですね。

事務局

中島

(県環境政策課)

はい。富樫委員からは、議事2についてはこれでよろしいということでした。

鈴木委員長

分かりました。

続きまして27番も小澤委員でおられないと。

次、No.29で意見の7、梅崎委員ですけど、先ほどございましたがこれは文言の使い方ですけれどもいかがですか。

梅崎委員	影響項目そのものが地盤沈下しかないので、そこを踏まえて事務局でうまくまとめていただいたということですけども、本来もう少し広くという意味では河川敷でもありますし、盛土自体の安定性とかそういうのが入ったほうがいいのではないかと思います。これは前から言っている意見ですけども、そして項目にないので付け加えられないということを前から言われていたので、この文章だと盛土による沈下というふうになってくるので、沈下したら盛土も壊れるんですけど、水浸して盛土が壊れるということは入っていないようにも読めるのです。条例のことなのでこれ以上は言いませんけれど、本来はそういう意見です。
鈴木委員長	どうですか。
事務局 中島 (県環境政策課)	言い残し的なご発言ですが、よく分かります。我々のスタンスというか、法令上の目的を厳格に意識すると、事業者側が提出してくる環境保全計画書の事業計画を前提に、それによって起きる環境影響をどれだけ低減できるように努力をしているかという部分がアセスの守備範囲となります。ですので、リニアの発生土置き場の審議であれば、当然、盛土が崩壊しない計画が提出されているという前提に立って審議することになります。ただ梅崎委員がおっしゃるとおり、盛土による影響などを全く考慮していないかということ、やはり地盤沈下ですとか、そういう項目に関連してくると、地形・地質の中には土地の安定性という項目もありますので、無関係ではありません。とはいえ、その辺りは我々もどこまで飛び出して言えるのかというのは悩ましいところかなと考えています。
梅崎委員	土地の安定性というのがあれば、盛土も人工地盤ですけども、その意味ではそこも踏まえてもいいのかなということはありませんけど、そこはもう事務局の御判断と委員長の御判断で結構だと思います。
鈴木委員長	リニアのときの盛土もかなり意見として出ていますけど、どういう項目でしたっけ。
事務局 中島 (県環境政策課)	盛土そのものの安定性については、当然、その確保が計画の前提であることから、技術指針で規定する項目の中には馴染まないと判断し、「その他」もしくは「事業計画」の中でそういう意見を述べています。睦沢ですと、土砂災害危険区域といった区域が周囲にあるので、そのような状況も考慮した事業計画にすべきだということで、「その他」の意見として整理しているのが実態です。
鈴木委員長	これはやはりあったほうがいいですよ。「事業計画」でいいのではないのでしょうか。
事務局 中島 (県環境政策課)	そうですね。
鈴木委員長	盛土については安定性が確保できるように留意すべきであるという御説明でしたよね。
梅崎委員	そういうところも踏まえてということですよ。
事務局 中島	そうですね。

(県環境政策課)	
梅崎委員	どちらの訂正ということは伝えてもらってもいいですよ。
中島 (県環境政策課)	地盤沈下の可能性もあるので、そこは残しつつ地盤沈下だけに収まらず、事業計画のとして入れ込むというような感じでどうでしょうか。
梅崎委員	これと分けてもいいですよ。そうすると入れやすくないですか。造成地も含めた土地の安定性とか。
中島 (県環境政策課)	そうですね、そこら辺が本当にアセスの中で言い切れるかどうかというところは持ち帰らせていただいて、入れるとすれば「事業計画」として、今おっしゃった内容は盛り込むべき、もしくは「その他」で入れていくべきかなと思います。ありがとうございます。
鈴木委員長	続きましてNo.30、意見8ですけど、これは小澤委員から何かございましたか。ないですね。
中島 (県環境政策課)	はい。
鈴木委員長	分かりました。 次はNo.32、意見9番ですけど、佐々木委員何かございますか。
佐々木委員	これで結構です。お願いします。
鈴木委員長	ありがとうございます。 次No.34で意見10、陸委員いかがですか。
陸委員	これもこのままで結構です。よろしくお願いします。
鈴木委員長	そうしましたら全体についてです。これも加えるべきではないかという意見がございましたら、全体で結構ですので御意見はございますか。
事務局 中島 (県環境政策課)	意見の3については、No.20の森川先生の意見も踏まえています。
森川委員	大丈夫です。
大窪委員	植物・動物・生態系については、今日御意見を差し上げた内容を入れていただくのか、意見として上げるのかどうかということの御審議をいただきたいと思います。
事務局 中島 (県環境政策課)	先ほどの事業者の回答の中では植物の生育環境の調査の中に入れてやっていきたいというようなお話もあったのですが、水生植物というのを特出しして技術委員会意見として追加をしたいということでしょうか。
大窪委員	忘れられないかなと思って心配をして今発言をしています。ちゃんと調査をしていただければ大丈夫ですけども、ここに書かずに対応していただければいいのであれ

	ば、この方法書の内容だけで対応していただけるのであれば入れなくてもいいと思います。
事務局 中島 (県環境政策課)	議事録としてもその内容は残りますし、次の調査結果を含めた準備書が出てくる段階で、そのあたりは方法書の審議も踏まえた上で漏れがないかというのを技術委員の皆様にお諮りさせていただきますので、そのあたりは担保できるかなと考えておりますが、いかがでしょうか。
大窪委員	承知しました。
鈴木委員長	他に御発言もないようですので、本事業に係る審議は、ここまでとさせていただきます。 先ほどの梅崎委員から出た点については、事務局で御検討いただいて、事前に梅崎委員と私で検討したいと思っておりますので、御一任いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。
事務局 中島 (県環境政策課)	本日欠席の富樫委員からはこの内容でいいということですので、他の欠席委員からもし何か御指摘があればそれも踏まえて委員長に送らせていただいて、そこで最終的に委員長判断で確定いただくということで進めさせていただきます。
鈴木委員長	ということですのでよろしくお願いいたします。ではそのようにさせていただきます。 今後の手続進行につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 中島 (県環境政策課)	今後の手続ですが、今ご審議いただいた「技術委員会意見」が確定され次第、委員長名で、県知事宛てに御提出いただくとともに、委員の皆様にも御報告いたします。 知事は、技術委員会意見に基づくとともに、住民等の意見等を踏まえて事業者「知事意見」を述べます。 その後、事業者は知事意見を勘案した上で、環境影響について調査、予測、評価を行い、準備書を作成することとなります。
鈴木委員長	ありがとうございました。何か御質問はございますか。
森川委員	先ほど資料6で示していただいた住民の方の御意見で、この事業とは直接には関係ないですけど、製造工場が建て替わったことによる影響ということですのでごく御心配な意見がたくさん出されましたけれども、これについては意見を述べただけでその回答というか、住民の方たちのもやもや感というか、これをフォローする術はあるのでしょうか。
事務局 中島 (県環境政策課)	食肉の流通に関する意見になりますので、環境保全の見地からの意見ではありませんが、このような意見が来ているということは県の農政部とも共有しております。また、農政部からもこれに関係するような県関係機関の意見を頂戴しております。そのあたりはアセス手続とは別のチャンネルで、事業者としても、そのあたりを御理解いただけないとなかなか新しい施設をA案で建設することはできませんので、そのあたりも踏まえて調整いただいているということです。広域施設組合の構成員である松本市と、周辺の農協関係者の方ですとかそういったところで問題は共有されていますので、丁寧に説明がなされた上で進めていただくということは聞いております。
森川委員	分かりました。ありがとうございます。その部分をしっかりとされない計画自

	<p>体も大変だなと思ひまして、ありがとうございます。安心しました。</p>
鈴木委員長	<p>議事2についてはここまでとさせていただきます。</p>
事務局 中島 (県環境政策課)	<p>特にありません。</p>
鈴木委員長	<p>では次に、今後の審議予定等について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 中島 (県環境政策課)	<p>今後の審議予定ですが、次回の技術委員会は、4月20日(木)に開催したいと存じます。会場は、県庁本庁舎から徒歩3分程度の距離にあります長野保健福祉事務所となります。開催時間等が決まり次第、ご連絡いたしますので、ご多用のところ恐縮ですが、ご対応お願い申し上げます。</p> <p>なお、本日審議いただきました事業について、追加してご意見等ございましたら、年度末でご多用のところ恐縮ですが3月23日(木)までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。</p>
鈴木委員長	<p>ただいまの説明について、御質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>他にご発言もないようですので、以上をもちまして議事を終わらせていただきますが、今年度最後の技術委員会ですので、この後事務局から一言頂戴したいと思ひます。議事進行に御協力ありがとうございました。</p>
事務局 小林課長 (県環境政策課)	<p>環境政策課長の小林でございます。</p> <p>本日は、今年度最後の委員会ですので、一言御礼の御挨拶を申し上げます。</p> <p>今年度は合計9回の技術委員会を開催させていただきました。</p> <p>この間、委員の皆様方にはごみ焼却施設、道路建設事業、太陽光発電事業、リニア中央新幹線関連事業をはじめとし、多くの案件につきまして熱心に御審議を頂きましたことに対し、御礼を申し上げます。</p> <p>また、御多用のところ、5つの事業について現地を確認いただき、改めて感謝申し上げます。</p> <p>来年度も数多くの審議案件が予定されておりますので、引続き専門的な観点からの貴重な御意見を頂戴したいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局 伊東 (県環境政策課)	<p>本日の技術委員会をこれで終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>